

日米信用状取引の実際と法理論（一）

その他のタイトル	Law on Letters of Credit and the United States-Japanese Practice
著者	曾野 和明
雑誌名	關西大學法學論集
巻	13
号	1
ページ	49-76
発行年	1963-06
URL	http://hdl.handle.net/10112/00027639

日米信用状取引の実際と法理論 (一)

曾野和明

目次

はじめに

- 一 信用状の機能
- 二 信用状に関する法の現状
- 三 信用状発行の権能
- 四 信用状関係の基本理論
- 五 信用状の方式と信用状関係の成立時期
- 六 信用状の撤回性と信用状条件の変更
- 七 信用状開設の通知と信用状の確認
- 八 信用状発行依頼者と発行銀行の法的関係
- 九 信用状発行銀行と受益者の法的関係(以下次号)
- 十 信用状金額の分割使用と信用状への裏書
- 十一 信用状の譲渡
- 十二 信用状発行銀行の破産
- 十三 結語

以上

日米信用状取引の実際と法理論 (一)

はじめに

信用状は国際貿易における忠実な召使であり、またその進展への刺戟剤でもある。本学の伊沢孝平教授と州立ワシントン大学 Warren L. Shattuck 教授との日米信用状取引に関する比較研究に、私も参加させて頂く光栄を受けてから、昨年十一月以来私達三名は、日米の諸銀行家の協力を得て、その取引の実際と、実務に携わる銀行家の信用状についての了解を中心として、信用状関係の基礎に横たわる法理論の比較検討を続けてきた。その詳細は Washington Law Review 1963 Spring Issue に Letters of Credit in Japanese-United States Trade として既に発表した。この問題点を日本側の立場からながめてここに報告し、御批判を迎えたいと考える。この研究の基礎には、いままでもなく伊沢孝平著・商業信用状論（有斐閣一九五八）と Shattuck and Guernsey, Letters of Credit—A Comparison of Article 5 of the Uniform Commercial Code and the Washington Practice, 37 Wash. L. Rev. 325, 500 (1962) とがあるが、本研究の端緒となつたところへは米国統一商法典第五章の信用状法規の合理的内容をめぐつては、拙稿・Why not Uniform Commercial Code Article 5? : Some Aspects of Fundamental Principles of Letter of Credit（関西大法學論集十二巻四・五合併号所収）を御参照頂ければ幸いである。なお、東京銀行貿易課著・貿易と信用状（実業之日本社一九六二）は、数多い実務書の中で指導的地位を占めるものとして、質問・調査への土台を提供してくれるものであったことを付記しよう。

今回の共同研究で、米法学者の予防法学に徹しようとの態度には深く印象づけられた。すなわち、最終討議の前段階で相互に草案の交換を行った際、我々は法の一般原則から不明な点についても出来るかぎり合理的解決を与えようとしたのに対し、米側の草案は問題点のみを提起し、それに対する解答は保留するというように非常にコントラストを示したのである。そしてそれらの解答保留の点については、自己の解釈を加える前にその法的不明点を卒直に認め、むしろ法的に不明であるから契約条項中に問題となつた場合の解決指針となるべき条項を入れよというように、より実際の解決策を考え、そのような解決策のとりえない重要な問

題については、テスト・ケースの提起の推契を常に考えていた。そして最終討議の段階での討論ではっきりしたことは、そのように日本の学者が考え、またそれに合理性があっても、裁判所へ訴訟を提起したときに本当にその意見が通るといえるのかという現実論であった。このようなりリズム法学ともいふべき態度の可否はここでは論ずる場ではないと思うが、この報告中に、問題提起だけで解決を保留しているような印象を与える点がかかりに多くあるとするならば、右のような米国側の態度に強く影響を受けている結果だとして御了解頂きたい。

一 信用状の機能

信用状の機能は、売手にはわからない遠隔地の買主の経済的地位を信用のある銀行に代置させるという方法によって達成される。信用状は、信用状に記載された一定の証券(船荷証券・保険証券等)の附随した売手振出しの荷為替手形を、信用状発行銀行が引受・支払をなすとの約束の表示されたものである。通常この信用状は、商品の買手の要求によって銀行により発行され(通常は買手の取引先銀行であるが、買手の取引先銀行が売主に名を知られていないときは、買手の取引先銀行が事実上信用状発行権能が十二の銀行に限定されていることにつき本稿三「信用状発行の権能」参照)、信用状は売手を名宛人として、買手の信用に加えて当該信用状発行銀行の信用に、売手が頼つてもいいことを保障する。この場合銀行用語にしたがえば、買手は発行依頼者 (Customer) であり、売手振出しの荷為替手形の引受・支払を約束する銀行は発行銀行 (Issuer) であり、信用状の名宛人たる売手は受益者 (Beneficiary) とよばれる。そして発行銀行はときには受益者に対して直接に信用状の開設を依頼する。こともあるが、通常は受益者の国にある発行銀行の支店が取引先銀行に対して信用状開設の旨の通知を依頼しており、その通知をなす銀行は、通知銀行 (Advising Bank) とよばれている。また発行銀行が売主に対してあまり名を知られていないようなときは、しばしば通知銀行は同時にその信用状を受益者に対して確認することをも要求される。そ

して信用状が確認されれば、確認をなした銀行は確認銀行 (Confirming Bank) とよばれ、その確認により確認銀行は、受益者の振出した荷為替手形を自らも引受・支払うべき義務を受益者に対して直接に負担することになる (信用状確認の依頼は信用状の発行銀行によってなされるが、信用状が確認された場合には、発行銀行は、確認銀行との関係では、発行依頼者 (Customer) と同様の立場におかれる)。したがって、確認された信用状の下では、受益者は、発行銀行と確認銀行の両者に対して、権利をもつことになる。

信用状制度は、売手と買手の両者に対して利益をもたらず。買手は、信用状発行手数料が非常に低廉である上に (信用状に基いて振出される手形金額)、自己をよく知り信頼してくれている自己の取引銀行と実際上取引するという点において利益を受ける。すなわち、発行銀行が受益者発行の荷為替手形を支払い商品を表彰する証券を受けとれば、通常その証券は Trust Receipt との引換によって、直ちに買手に引渡されてしまうから、このようなときは、買手の資金は何ら手をつける必要がなく、輸入商品を売却して得た代金中から発行銀行への債務を支払えばよいことになり、買手は発行銀行の信用の利用のみで現実には資金を有しなくとも、売買契約から生ずる利益を享受するという結果になる。しかも売手が代金支払受領の資格を得る前に、先づ信用状に指定された証券を提供しなければならぬという結果になる。しかも売手は悪党であったが故に、買手が代金を支払って「法的紛争の買入れ」をしていたというような危険をも非常に小さくすることとなるのである (何故なら、それらの証券はそれ自体、商品が既に発送されたということ)。また売手も信用状制度の利用によって利益を受ける。先づ第一に、単なる買手の支払の約束以外に、売手は信用状発行銀行が支払をなすという約束をも有するから、商品代金が支払われないという危険は殆んどなくなる。そして第二に、信用状によって裏付けされた荷為替手形は容易に割引が可能であるから、売手は商品の積出しさえ終れば直ちに、買主から支払を受けたと同じ効果を得ることができることになる。そしてまた、信用状受益者は信用状による期待的な

経済的利益を譲渡しようという方法が発展してきているが（本稿十一「信用状の譲渡」の項（次号）参照）、このことは売手をして、売渡すべき商品の生産段階（仕入れ）における金融に、信用状を利用せしめようことを意味するわけである。このようなときは、売手は、売買契約の履行準備のための金融手段として、買手側に結びついている銀行の信用というものを利用し、それによって結局は売主・買主が利益を受けるのだということになる。

二つの法的経済的事実が信用状金融を支配する。第一は、信用状を発行し・通知し・確認する銀行というものは金融機関であつていわゆる商人^{マーチャント}人ではないということである。したがって、銀行は証券の取引をなすのであつて、商品の取引をするのではない。銀行の信用状受益者に対する責任は、銀行の受益者に対する直接の責任であり、いかなる意味においても銀行は発行依頼者たる買主の代理人ではない。このことは、信用状関係は、売主・買主間の売買契約とは独立した関係であると要約することができよう。また信用状条件が満足されているかぎり、受益者である売手が、たとえは瑕疵ある商品を輸出する等背後にある売買契約には違反していたとしても（^{またかりに買手の破産等によって売買契約が履行できないようなときでも}）発行銀行・確認銀行は信用状から生ずる責任からの免責を主張できない。そして銀行の機能は売主に金融手段を与えることのみであつて売買契約に当事者として参加するのではないということの故に、銀行は背後にある売買契約からは全く絶縁されているといえるのであつて、そのために信用状は非常に低い手数料で発行しうるのである。これが信用状金融における第二の基本的事実である。そして信用状が非常に低い手数料で発行しうるという事実は、発行銀行が背後にある売買契約の履行に関する危険を負担する必要があるということに支えられていることを注意すべきである。この売買契約関係からの絶縁こそが、信用状取引を、規格化され統一された事務機構の下でなしうることを支えるのである。

二 信用状に関する法の現状

国境を越えて商品の移動を生ずるための信用状の有用性とその価値のもっともよき例証は、日米間の貿易にはつきりとみることができている。日本は一九六二年に約十八億ドルの米国商品を輸入し、米国は同年約十四億ドルの日本商品を輸入した。そしてこの莫大な商品の移動の約九十五パーセントというものは、信用状の介入の下になされたのである（この額はもちろん年毎に変化しているが、日米貿易における信用状利用のこの比率はコンスタントなものである）。このような商人のあみだした信用状のテクニクというのは、不可避的にそれを支える法原則の網によって包まなければならない。しかし日本では明らかにいまだそのような状態になく、信用状関係を目的とした制文法は存在せず、有益な判例もないという現状である（日本では法典国である利点から一応の推論は可能であるが、のちにみるごとく細目）。そして米国においても統一商法典を採用した二十一の州（Alaska, Arkansas, Connecticut, Georgia, Kentucky, Illinois, Indiana, Massachusetts, Michigan, Montana, New Hampshire, New Jersey, New Mexico, New York, Ohio, Oklahoma, Oregon, Pennsylvania, Rhode Island, West Virginia and Wyoming）を除いてはやはり同様の状態であり、コロン・ロー原則も殆んど信用状関係をカバーしていない。このような実体法の欠缺の実状は、信用状の利用者に法的関係についての不安定性の場を提供し、信用状利用の発展を阻害することともなる。そこで国際商業会議所は一九三一年に「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」（以下、単に統一規則と呼称する）と称する統一規則を作成して、各銀行によって行なわれている合理的な慣行をそれに包含せしめ、各国銀行による信用状の処理の準則を確立した。この統一規則は一九五一年の改訂を経て再び本年四月改訂を加えられたが、現行統一規則は、従来の「事務処理の指針」としての役割を一步進め、「この総則の規定、定義ならびに以下の各条文は、ほかに明らかな合意のないかぎり、すべての荷為替信用状に適用され、かつすべての当事者を拘束する。」（同規則・総則と定義）と

規定するに至っている。この統一規則は、決してそれ自体、当然には法としての効力を有するものではないが（条約や国内立法によって法としての）、各国銀行の努力によってこの統一規則が信用状関係に對しきわめて合理的な解決策を与えようとしていることは疑いない。

ところで、日米兩國の銀行は、右の統一規則を遵守し、信用状には常に「本信用状には統一規則を適用する」との文言を挿入し、その引用が法的に拘束力をもつと期待しているが、この期待は正當なものと考えられる（統一規則を全体引用することは、信用状關係当事者が現実に統一規則の個々の規定を知っている場合にはじめて効力ありと一応考えることもできるが、長年月に亘り信用状には常にそのような文言が挿入され、貿易商社も一般に統一規則の存在になじんでいるという事實は、銀行でないところの受益者に対しても、その引用が効力を有するとの推論を許すだろう）。したがってこの統一規則に規定されている事項の限度において、統一規則は兩國に共通の法的實際的基礎を提供しているものといえる。そしてかりにうっかりと信用状に統一規則の適用文言を入れるのを忘れたときにあつても、統一規則が一般的な銀行慣習を表明しているという事實は、兩國の裁判所をして統一規則の内容を少くとも兩國の銀行間に行なわれている商慣習と認識せしめ、したがって兩國の銀行間の紛争にあつては、統一規則を處理規準にするともおもわれる（伊沢・商業信用状の世界法（田中耕太郎博士遺曆記念論集・商法の基本從來自國の判例や慣習に固執してきた英國が、本年改訂された統一規則の採用に踏み切つた結果、世界の主要國によつて統一規則が遵守されることとなつた事情によつてさらに固められたとおもう。なお日本商法一條、民法九二條參照。米國においても事情は同様であらう）。しかしながら、統一規則は生じうる問題の全てを決してカバーしているものではない。それは統一規則以外の銀行慣習によつて補なわれ、それらの銀行慣習は統一規則が解答を与ええぬときには、きわめて重要なものとなつてくるのである。しかし統一規則に規定されていない点についての兩國銀行間の慣行乃至了解というものは、銀行と銀行以外の、当事者との法的關係を評價するに際しては、決して依存しうる基礎とはなりえない。

また統一規則自体は、信用状発行依頼者と発行銀行との關係についての規定をも包含しているが、一方その総則規

定は、「この総則の規定、定義ならびに以下の各条文は、ほかに明らかな合意のないかぎり、すべての荷為替信用状に適用され、かつ全ての当事者を拘束する」(同規則・総則 (a)。傍点筆者)と規定しているのであって、信用状発行依頼者は決して信用状の当事者ではないのであるから(本稿四「信用状の基」、統一規則は信用状発行依頼者に関する規定をも包含している意味において、内容的に内部分裂を起こしている。ともあれ統一規則の規定が、信用状発行銀行と発行依頼者間において実効性を有するものといえるか否かは、兩國のいづれにおいても一律には決定しえない問題であり、結局は個々の場合の事情を考慮するしか方法がないであろう(日本一部の銀行は、信用状発行申込書式に統一規則の適用文言を印刷しているが、他の銀行は入れていない。しかし日本の銀行は信用状利用者たる貿易業者間において、統一規則は良く理解されていると考えてお)。しかしながら、この点のちにみるように、信用状発行依頼者からとる発行申込書に、統一規則に一々頼らなくてもいい程に詳細な約定文言を入れるという方法で、実際上は解決されている。

日本の銀行は、最近になって米国統一商法典中の信用状に関する規定に関心を抱きはじめ、その銀行実務に与える影響や、米法上非常に不明確であった諸点が統一商法典によって明確にされようとしていることに興味をもちはじめた。そして米国の各州における統一商法典の採用が従来の慣行を混乱させるかもしれないという危惧の念も、信用状文言中に統一規則の適用文言が挿入されているときは統一規則が優先するということが明らかになるにつれて消えようとしている。時が経つにつれて、統一規則によってカバーされずに残されたギャップをも補っている統一商法典の利点が認識され、以下にみるごとく、むしろ日本においては、統一商法典の採用されている州の銀行から発行された信用状の方がむしろ安心して受け入れられるとの意識が固まって行くであろうことが予見できるのである。

三 信用状発行の権能

外国貿易における信用状は、實際上銀行によってのみ発行されているので、検討を要するのは、銀行の信用状発行能力如何についてである。米国において、連邦認可銀行 (national bank) は信用状発行の権能ありとされているが (Border Nat'l Bank v. American Nat'l Bank, 282 Fed. 73 (5th Cir. 1922), cert. denied, 260 U.S. 701 (1922))、州認可銀行 (state bank) が信用状発行権能を有するか否かは、その属する州の法律にかかっている。そして信用状の発行権能を明確には認めていない州では、その解答は銀行の黙示の権能の中に見出さなければならぬであろう (例えばワシントン州は六ヶ月を越えない満期日払手形の引受権能を州認可銀行に認めるが、そのような引受権能の存在は、引受の約束をなす権能の存在をも推測せしめ、したがって六ヶ月以内という条件に合致するかぎり、手形の引受約束を表示する信用状の発行権能ありということにな)。しかし訴訟の生じた場合のこの点の解答は、必ずしもはっきりと予測することはできない (本稿四「信用状関係」で眺めるように、この点の解答は、信用状関係を法的にどのように説明するかも関連する。Pinkelstein, Legal Aspects of Commercial Letters of Credit note 14 at 5 (1930); Campbell, Guaranties and the Suretyship Phases of Letters of Credit, 85 U. Pa. L. Rev. 291 (1937))。しかしながら、統一商法典の採用されている州にあっては、州認可銀行といえどもこの発行権能ありと認められることが強く推測できる。統一商法典中の信用状規定は、直接には州認可銀行の信用状発行権能を認めようとするものではなく、實際上銀行によって行なわれている信用状取引に対する法的規制を与えようとするもの

はあるが、立法的にそれを規制するということは、とりもなおさず、立法者が銀行にそのような取引権能あることを前提にしたからにはほかならないといえるからである。

日本における実際は、政府の外国為替管理の影響を受けており、現実には十二の甲種公認外国為替銀行 (東銀・三井・戸・住友・第一・大和・三和) によってのみ、信用状が発行されている。しかし、銀行法人の行為能力に関連していえば、
・勸業・興業・東海・富士) によってのみ、信用状が発行されている。しかし、銀行法人の行為能力に関連していえば、

信用状の発行が銀行業務の目的内に入ることは疑いがなく、(西原「銀行取引」民事法學辭典四一二頁。民法四三条。商法五〇二・五〇三參照。)
判例も、「銀行は其の業務として貸付を為すものなること明なるところ、右に所謂貸付は直接金錢を貸付くる場合にのみ限定せられたるものにあらずして、金錢上の信用を与うる行為を汎稱したるものと解するを相当とす。被控訴人は更に銀行が商品を入力する者の為に信用状発行依頼に付て保証を為すが如きは、投機的取引に対する保証を為すものにして銀行營業を危殆に陥るるを以て無効なる旨抗争すれども、本件の如き保証が銀行業の本質に反するものと謂うを得ざるを以て、被控訴人の主張は到底之を採用し難し」(東京控判・昭一二・一一〇・昭五ネ一一三八新聞四二四二号一六。但し本判(參照)、また「銀行の保証行為は与信行為を本来の性能とする銀行業法に準拠したる一般銀行業としての銀行業務の一部に屬し、たとえ保証料を徴せざるときと雖も、取引銀行が其顧客の為商取引の円滑を図り便益を齊らさんがため奉仕的に為さるることあるべきを以て、營業の目的範圍を逸脱するものというをえず」(名古屋地判・昭一〇・九・二三昭)としている。日本法の下では、外国為替業務を取扱いえない銀行といえども、一旦信用状を発行すれば、それは行政法的には違法といえても、依然として私法的にはその銀行を有効に拘束するのである。

四 信用状關係の基本理論

信用状關係の發生は指図と委任の結合したものとみることによつて、もっとも合理的に説明しうる(竹田・商法の理論と解釈五八八頁以下、伊沢・商業信用状論二三〇頁以下。民法六四三条以下、指図(Anweisung)については独民法七八三条以下參照)。信用状關係は、信用状発行依頼者が信用状発行銀行に対して受益者(主)振出の荷為替手形を発行依頼者の計算において引受・支払つてもよい旨を授權し、このような授權を受けた旨を受益者に通知すべしとの指示によつてはじまる。この場合、信用状発行依頼者は指図人であり、発行銀行は被

指図人であり、信用状の受益者たる売手は指図受取人である。そしてこの発行依頼者から発行銀行への指図には通常委任関係がともなうから、委任関係が成立している場合には、受益者振出の荷為替手形を引受・支払うことは、発行銀行の発行依頼者に対する義務となる。しかし信用状開設関係がこの段階に留まっているかぎり、信用状発行銀行は指図受取人たる信用状の受益者に対しては如何なる法的義務を負うものではない。信用状発行銀行が受益者に対して法的義務を負担するに至るのは、発行銀行が、発行依頼者による指図を遵守する旨を受益者に対して表示すること、すなわち「指図の引受」という事実によってである。そしてこの指図引受の事實は、信用状文言中に“ We agree to honor…… ”といった債務引受の約束を含ませ、それを受益者に通知(信用状の送付)することによって証拠づけられる

(この指図関係と指図引受関係は為替手形の場合を例にとれば明瞭とならう。為替手形関係において振出人は指図人であり、支払人は被指図人であり受取人は指図受取人である。為替手形の支払人は、それが発行された段階では、受取人に支払ってもよいという授權を受けているに留まり、受取人に対して何等の債務を負担しているものではない。支)。この指図関係は、手形の引受・支払をなすという金銭の支払のみに関連づけられたものであり、発行銀行によって一旦受益者に対して指図の引受がな

されれば、それは受益者に対する独立した、単純なる抽象的債務引受の一方的約束(受益者の承諾は必要でない)となるのである。したがって発行銀行の信用状による約束は、一旦信用状が発行されれば、信用状発行依頼者と発行銀行間の委任関係からも、さらにまた信用状発行関係の背後にある商品の売買契約からも独立し絶縁されたものになるとみとめうる。そして信用状関係の発生が指図理論で説明しうることは、必ずしも信用状が発行されたのちにあつても、発行依頼者が信用状関係の当事者として留まるといふことにはならない。信用状の発行によって発行銀行は、受益者に対する独立した単純なる抽象的債務引受をなすのであつて、信用状は発行銀行のこの債務約束を表示されてはじめて信用状の本来の性能を発揮するのであり、この関係からは、もはや発行依頼者は絶縁されている。信用状関係の発生は指図に

よって導かれた発行依頼者は指図関係の当事者ではあるけれども、それが当然に信用状当事者となるとは考えるべきではない。

ところで米国においては、契約法における伝統的な約因 (Consideration) （日本では約因と一般に約されていいるが、債務確定原因とでも訳す方が判りやすい） と、相互同意 (mutual assent) の理論が、信用状関係の説明に大きな障害となる。すなわち素直に信用状関係を眺めるときは信用状の受益者は何等の対価をも支払わずして (約因の)、発行銀行のみが一方的に、債務引受の約束をなしているからである。そこで統一商法典は、信用状の開設には約因は不要であるとして (UCC Sec. 5-105) 理論上の困難を救おうとしている。しかし統一商法典を採用していない諸州にあっては、信用状関係自体を説明する判例理論はなく、信用状関係の理論的分析に関する諸法学者の意見も全く区々に分かれている状態である (See, Shattuck and Guernsey, Letters of the Uniform Commercial Code and the Washington). 伝統的な米國契約法学者は、商業社会が理解し期待している信用状の機能というものを示されると、おそらく最初にキリンをみた人類と同じように、「こんな動物は今迄見たこともない」というであろうし、通常の同意理論・約因理論を信用状関係にあてはめるときは、商業社会が理解しているような信用状関係から生ずる義務の内容と矛盾するという不安定性が生じてくるのである。従来米國契約法理論の下で信用状関係を分析すれば、信用状は、それ自体独特の特別義務 (consensual obligation *sui generis*) を表わすと説明する以外に方法はない。信用状に関する法理論の欠缺の故に、統一商法典を採用していない州にあっては、撤回不能信用状 (Irrevocable L/C、発行銀行により指図の引受がなされ、信用状に受益者に対する引受) が、はたして本法的に撤回不能なのか否か (約因欠缺を理由に発行銀行が信用状になした約束の履行を) （拒絶しえないかどうか。エストッペルで救いうるか否か等） につき、疑問があるといわなければならない。

五 信用状の方式と信用状関係の成立時期

一 日本には米国の詐欺防止法に必敵する法規は存しないから理論的には信用状は口頭で有効に開設しうる(竹田・理論と解釈)。しかし、口頭による信用状の開設・確認・変更という方法は実際界では全くなされていらないから、口頭による信用状の開設・確認・変更が主張されても、裁判所は証拠力への疑問から結果的にはその有効性を疑うであろうことは想像に難くない。米国の判例は詐欺防止法の信用状への適用性について相対立してゐるが(Finkelstein, of Commercial Letters)、統一商法典は、信用状の開設・確認・変更は書面によってなされなければならないと規定 of Credit at 33 (1930) してゐる(UCC Sec. 5-104 (1) 署名が要求され、ており、単なるメモでは充分でない)。

信用状開設の通知・確認の要求・変更の通知は、しばしば電信によって行なわれているが、両国の銀行はこのような方法は有効なものと期待し、発信人識別のための符号利用の有効性を全く疑っていない。しかし米国法の下では詐欺防止法との関連で問題を残しているといわなければならないであろう(この点を直接にカバーする)。統一商法典は、「電信は、正当に認められた符号利用の方法によって発信人の同一性を確かめうるかぎり、それだけで完全な署名せられた書面となりうる。真正証明の方法は、電信解読書によってなされうるであろうが、信用状開設通知の電信の中にある発行銀行を表わす正当な符号の存在が、署名と同様の効力を有する」(UCC Sec. 5-104 (2)) とこの問題を明文をもって解決している。電信による通知を行なった場合、実際界では必ず確認書面を再び送付しているが、これは電信通知の法的有効性への疑問に対する予防策というよりも、むしろ単に送信過程における技術的欠陥への自己防衛的なものと考えられている(そして日本の銀行はその確認書面に「本状は何月何日の電信によって開設された信用状の確」と認書面である」と記載し、その書面がさらに別個の信用状とみなされることを防いでいる)。

両国何れにおいても、信用状を一つの定型にあてはめようという法規制は存在しておらず、実際界では信用状の文言・方式は多岐多様にわたっているのが現状である（方式統一の努力がなされたことにつ^き、伊沢・商業信用状論二八頁参照）。両国において通常の信用状に必要とされている絶対的要件は、信用状条件に合致する荷為替手形を引受けるとの発行銀行による約束の存在のみである（統一規則・総則と定義）。

二 日本法の下では、信用状発行銀行の受益者に対する約束は、一方的な抽象的債務引受の単独行為と認めうるから（本稿四「信用状関係」）、約束文言を表示する信用状が、受益者に到達したときに発行銀行は拘束されることとなる（基本理論」の項参照）。したがって、信用状開設の通知が受益者に到達するまでは、発行銀行は、それと矛盾する撤回乃至条件変更（民法九七条）の通知が受益者に先に到達するようにすれば、最初の信用状発行の効果は破壊できない（もっとも、このような方法で信用状撤回が有効になされたことは、その撤回を撤回せんとする電信があるいは間に合わないかもしれないという危険と、間に合ったことを挙証できない場合の危険を、その発行依頼者が負担）。しかし米法の下では、信用状に関する基本理論の未発達の影響から、約束文言を表示する信用状が、如何なる時点において発行銀行を法的に拘束するに至るのかは必ずしも明確ではなく（*See, Shattuck and Guemsey, op.cit.* 37 関西大法学論集十二巻四、五合併号一二頁以下参照）、統一規則にも何らの規定も設けられていない。このような問題が統一商法典の明確にしよ^うとする有益な点の一つであり、同法典は信用状の効力発生の時期につき、「異った合意がないかぎり信用状は次の時期に開設されたことになる。（a）信用状発行依頼者に対する関係においては、信用状が彼に発送された時、または信用状若くは信用状を発行した旨の正式の通知書が、受益者に発送せられた時、そして（b）受益者に対する関係においては、彼が信用状を受領した時又は信用状を発行した旨の正式の通知書を受領した時」（UCC Sec. 5-106 (1)）と明確に規定している。もっとも実務の実際においては、日米何れの国においても信用状が信用状発行依頼者に手渡されると

いうようなことはなく、また信用状発行依頼者は信用状の当事者ではないことから彼に対する関係で信用状開設の時期を定める右の統一商法典の立場は若干の批判の余地はあるとしても（しかも発行依頼者との関係では統一商法典は発信主はずれ）、米法上一つの判断基準を与えたことは有益であり、その規定の効用に対する価値判断は、これからの経験の後を決められるべきことであろう（日本法の下におけるように、発行依頼者と発行銀行との関係を委任関係で説明しようときは、信の問題は、委任関係の場に吸収しうる。発行依頼者との関係で信用状効力発生時期を考へることが、米法上必要なことについては、拙稿・前掲論文・関西大法学論集十二巻四・五合併号一二頁以下参照）。

六 信用状の撤回性と信用状条件の変更

一 信用状関係は、信用状発行依頼者が信用状発行銀行に対して受益者（主）振出の荷為替手形を発行依頼者の計算において引受・支払ってもよい旨を授權し、このような授權を受けた旨を受益者に通知すべしとの指図によって発生し、発行銀行が、発行依頼者による指図を遵守する旨を受益者に対して表示することによって（すなわち「指図の引受」）はじめて発行銀行の受益者に対する法的義務（抽象的債務引受の一）が発生することは既に述べた（本稿四「信用状関係」）このように発行銀行が自から進んで信用状文言中に自己の引受・支払約束を明示するときは、その信用状は受益者に通知された以上もはやその同意なくしては撤回できないという意味において撤回不能であり、そのような信用状は撤回不能信用状（Irrevocable Letter of Credit）とよばれる。これを信用状の基本理論との関係でいうならば、撤回不能信用状とは「指図の引受」の表示された信用状ということができよう。これに対して「指図の引受」のなされていない信用状（発行銀行が発行依頼者から、受益者振出の荷為替手形を発行依頼者の計算において買取ってもよいことを授權され）たことを表示するに留まり、発行銀行自からは、受益者に対して何等の引受・支払約束を表示していない信用状）は、実務上、撤回可能信用状（Revocable Credit）とよばれる。しかし撤回可能信用状は撤回不能信用状との対比

の関係で、「撤回可能」の語が使用されているのではあるが、論理上の厳密な用語法からいうならば、それは決して撤回可能ではなくて、もともと撤回の対象となる発行銀行の約束自体の存しないものである（発行依頼者から発行依頼者の為替手形を引受・支払ってもよいと授權されたこと）。したがって、撤回不能信用状といわゆる撤回可能信用状との区別は、とを単に通知（事実の通知）しているにすぎない。理論上、信用状文言における発行銀行の約束文言（「指図の引受」に相当する）の有無によって決められるということになる。しかしながら統一規則は、両者の区別の基準を右に求めず、すべての信用状には、撤回可能また撤回不能のいずれかが明示されるべきものとして、このような明示のない場合は、その信用状は撤回可能とみなされるものとしている（統一規則）。たとえ信用状文言中に約束文言が含まれていても、単に「撤回不能」とラベルがつけられていないことの故をもって、撤回可能信用状とみなす統一規則の態度は不当であると考えるが、日米の信用状取引においては全ての信用状は、撤回性の有無をはっきりと明示しているから（そして現在では日米貿易において撤回）、実際上の不都合は生じないであろう（もっとも、やや困難ではあるが信用状文言中の表示が明確に確定的な約束とみられ）。米国においては、伝統的な約因理論との関係から、いまだ信用状の基本関係を説明しうる理論は固まっていないから、実務界において右の統一規則の規定が唯一の基準とされていることはいうまでもない。統一商法典はその売買編において、契約書中に買手の信用状開設義務に関する規定のあるときは、特に反対の旨が述べられていないかぎり買手は撤回不能信用状を提供しなければならぬと規定しているが（UCC Sec. 3-325(3)）、これは売買契約より生ずる買手の信用状開設義務についての規定であって、売買契約からは離れた信用状自体の撤回性の判断に移行して行くことは困難である。

ところで、撤回可能信用状が発行銀行側よりする何等の約束をも表示するものでないことは既にみたところであるから、その信用状を撤回するということは、実は本来引受ける義務のない受益者振出の荷為替手形に対し、あらため

て引受ける意思のないことを表示するに留まることとなる。したがって往々にしてなされる「撤回可能信用状は如何なる者にも通告せずして撤回しうる」(統一規則二条一項、UCC Sec. 5-106(3))もその旨規定している)との説明も当然の事理を述べたに留まると考えらるべきであろう。しかしながら、撤回可能信用状が国際貿易において盛んに用いられた過去の時代において(戦前よくた横浜正金銀行のC号指圖書も)、撤回可能信用状があまり撤回されなかったという事実は(銀行の信用の問題も撤回可能信用状の一種であった)、実際には撤回可能信用状があまり撤回されなかったという事実は(銀行の信用の問題もあいかぎり発行銀行は受益者振出)の荷為替手形を引受・支払った)、撤回可能信用状にも相当の信頼を置ききうるといふ實際界の感覚を導き、ついには信用状受益者の振出した荷為替手形を撤回の事実を知らずして正常の過程において買取った銀行に対しては、発行銀行はもはやその撤回可能性を主張できなくなるとの一般の了解と慣行を生じさせた(したがって「撤回可能信用状は如何なる者にも通告せずして撤回しうる」との理論上の原則も右の慣行の下では、結局受益者)として統一規則も統一商法典もこの商慣行を明文の規定で認めており(二条二項UCC Sec. 5-106(4))、両国の銀行家もこれを確立した商慣行であると考えている(信用状関係を、買主を受約者、開設銀行を約束者、用状契約と把握される浜田教授が、取消信用状をこのように説明することに対して疑問を投げられるのは、きわめてもともとある。しかし善意者との関係での右の慣行は、まさしく慣行の産物であって、決して論理的必然性をもつ帰結ではないことを我々としては強調したい。浜田「荷為替」総論)。この場合撤回をなしたにもかかわらず善意の買取銀行に支払わざるをえなかつた発行銀行が、発行依頼者の無資力の故に受益者に対して求償しうるか否かは、日米何れの法の下においても明瞭でない。もっとも日本法の下においては、受益者が撤回の事実を知りながら荷為替手形を流通にしていた場合には、彼に対する不法行為責任追求の可能性を生ずることにはならぬ。

二 撤回可能信用状は、発行銀行による何等の約束をも表示するものではないから、その条件も発行銀行の一方的意思によって変更可能であることは、その撤回の場合と同様である。しかし撤回不能信用状にあっては、一旦それが開設されたかぎり、受益者の同意なくしてはその条件を変更しえない(この点は米國統一商法典もその旨規定し(UCC 5-106(2))、米國の判例も合致してゐる Dulfen Steel

Products, Inc. v. Bankers Trust Co., 189 F. Supp. 922 (S.D.N.Y. 1960) *aff'd* 298 F. 2d 836)。そしてこの場合、信用状 (2d Cir. 1962); Lambourn v. National Park Bank, 240 N.Y. 520, 148 N.E. 664 (1925)。そしてこの場合、信用状関係のみをとらえるときは、発行依頼者が信用状当事者ではない意味において、理論的には発行依頼者の同意なくして信用状の条件の変更が可能であるということになる。唯、発行依頼者の同意なしに変更が行なわれれば、発行銀行対発行依頼者の関係で求償ができなくなることもあって (信用状発行委任契、 実際上は発行依頼者の同意も必要ということになるにすぎない。もっとも信用状発行依頼者からとられる信用状開設契約書には、信用状条件の変更に関する授權を含む広範囲の授權が明記されているのが通常である (兩國諸銀行が作成し発行依頼者に署名させている Letter of ときは信用状の撤回が可能である」との条項がみられるが、これは信用状条件の変更をも当然に含むものと了解されている。唯兩國のフォームの異なる点は、日本では、発行銀行への右の授權に何等の限定を付していないのに対し、米国では発行銀行の善意の場合にかぎることである)。しかしながら、このような授權が有効であるためには、善意でなされるべしとの限定の下になされているとみるべきであろうから、発行依頼者が財政困難のため発行銀行の求償権の確保が危険にさらされたような場合を除いては、実際には、発行依頼者との事前の相談なしに、受益者との一方的交渉のみによって信用状条件が変更されることは非常に稀であろう。

信用状が、受益者振出の荷為替手形の善意取得者に対する引受・支払約束の文言を含んでいるときは (流通信用状 L/C)。この種の信用状の受益者は、為替相場との関係でもっとも有利な割引銀行を選択しうることとなる。これに対して受益者振出の荷為替手形の善意取得者に対する引受・支払約束の文言を含まない信用状は、非流通信用状 (straight L/C) であり、信用状の通知銀行に手形買取の授權がなされているとみられる場合が多い。米国銀行の発行する日本向信用状は全て、信用状条件の変更は流通信用状であるが、日本から米国向けの信用状は銀行によって非流通信用状を発行するところもある)。信用状条件の変更は明白な危険にさらされる。たとえば、受益者は既に当該信用状に基いて振出した荷為替手形を流通に置いているかもしれないし、あるいはまた、信用状条件変更の事実を示さずに善意の銀行をして荷為替手形を買取らせているかもしれない。米国の銀行と少数の日本の銀行家は、変更の事実を知らない善意の買取銀行は、変更の事実によって拘束さ

れないと考へているが、統一規則は、信用状は「関係当事者全員の同意なしには、これを變更または取消することができない」と規定し(統一規則三條三項)、この期待を支持しているようにおもわれる。しかし統一商法典および米國判例は、この点について何らの手懸りを与えておらず、日本法もまた同様である。唯、次のように説明することも可能かもしれない。すなわち、「信用状はたしかにそれ自体有価証券乃至流通証券ではないから、それらの証券と同じように考へてその文言性を強調するのは誤っているが、発行銀行が受益者振出の荷為替手形の引受約束の文言を信用状自体に含ませたことは、少くとも善意取得者に対する関係では、信用状表面から判断される関係を基準にして銀行が拘束されるということ^{(そうでなければ、善意 (bona fide))}」と。しかし、受益者振出の荷為替手形の善意取得者に対する引受・支払約束の文言を含まない非流通信用状の下での、任意の買取銀行の地位は右とは全く異なる。如何なる理論によろうとも、買取銀行は受益者の有していた以上の権利は取得しえず、買取以前になされた信用状条件の變更は明かに買取銀行に對抗しうる(もつとも非流通信用状といへども、広く荷為替手形の善意取得者に対するから、指定された買取銀行(通常は通知銀行)との)。そして買取銀行が買取つたのちに変更がなされた場合において関係では、その効果は流通信用状の場合と異なる。そして買取銀行が買取つたのちに変更がなされた場合においてすらも、兩國の銀行家は、その買取銀行は攻撃を受けやすいもの^{(もつとも非流通信用状といへども、広く荷為替手形の善意取得者に対するから、指定された買取銀行(通常は通知銀行)との)}と考へている。この点についての買取銀行の法的地位は非常に不明確であり、統一規則にもこの点への手懸りとなる規定は何も置かれていないのが現状である。

七 信用状開設の通知と信用状の確認

一 信用状開設の通知は、通常受益者の國にある発行銀行の取引銀行(または発行銀行の支店)を介して行なわれる。殊に電信による開設通知のときは、発行銀行の同一性を判断すべき符号解読の必要との関連から、必らず通知銀行が介入する。

そして通知銀行は発行銀行より通知の依頼を受けると、発行銀行が通知してきたのと全く同様の文言を使用して受益者に通知するが、この場合通知銀行自体は受益者に対して何等の約束をするものではなく、信用状開設の通知をなすに際しても通知銀行はその旨を明示している。統一規則は、「撤回不能信用状は、他行を通じて、その銀行（通知銀行）側でなんの約束もすることなしに、これを受益者に通知することができる」（統一規則 三條二項前段）と規定し、統一商法典も、「異った定めがないかぎり、通知銀行は、他の銀行が発行した信用状を通知することによって、信用状に基いて振出された為替手形又は支払の要請を、引受・支払う債務を負担するに至るものではない」（UCC Sec. 5:107 (1)）と規定する。

もっとも信用状文言を過失によって誤って通知すれば、通知銀行は、それによって生じた損害につき受益者に対し不法行為上の責任を負うことあるは別問題であり、統一商法典も、「別段の合意のないかぎり……通知銀行は、その通知事項の正確性について責任を負う」（UCC Sec. 5:107 (1)）と規定している（右の規定が「別段の合意のないかぎり」との限定をして責仕の免責文言を挿入しうることを暗示しているようであるが、もしも如何なる種類の誤りから生ずる責任でも免責しうることを認めているとすれば、兩國の現在の法原則からは、かなりはされることになる。米國においては、せいぜい過失に基づく責任が免責しうるにすぎず、それとても明確でない州もあり、日本においても、私的自治の原則が）。なお通知銀行が過失により誤った事項を通知するときは、売買当事者間にトラブルが生じ、ひいては受益者は商品の積出を拒否するようになり商品の買主たる信用状発行依頼者にも損害を招くことがあるが、このような発行依頼者に生じた損害についても、通知銀行は責任を負うのか否かの問題は、いまだ日米何れにおいても決定しえない点であり、統一規則にも手懸りとなる規定は存在せず、銀行の慣行乃至了解も何等存在していない（日本法の下では一応民法七〇九条の具体的適用の問題となり因果関係に焦点背後にある売買契約の存在と発行依頼者の存在することを）。（点が絞られるかもしれないが、通知銀行は、信用状の通知をなす際つねに知っているはずであるから、決して解決は容易ではない）。

次に通知銀行が誤った信用状文言を通知したときの発行銀行の法的立場というものも問題となる。まず発行依頼者

との関係についていうならば、統一規則は、「信用状発行依頼者の指図を実行する目的で、他行のサービスを利用する銀行は、その依頼人の計算と危険において、これを行う。銀行は、もしその伝達した指図が実行されなくても、なんの責任も義務も負わない。たとえその銀行が上記の銀行を自発的に選んだ場合でさえも、また同様である」(統一規則一、二項)と規定して、通知銀行による誤った信用状の通知より生ずる損害からの、発行銀行の免責をみとめており

(発行依頼者に対して統一規則が適用されるかどうか) (二項) (発行依頼者から発行依頼書をとる際に、この種の危険から自己を保護するための同様の条項を入れているのが普通である (発行銀行によって請求される信用状発行手数料は、非常に少額のものであり、右のように派生して行くかも知れない種々の偶発事故に対する保険的要素は全く含まれていないようにおもわれる。事実長い間の慣行によって、発行依頼者が負担すべき危険というものが確立され、両国の信用状発行依頼書のフォームには、発行依頼者が発行銀行以外の第三者によってなされた誤ちについての全損害を負担するとの、非常に幅広い免責) (八十二條)。ところで、通知銀行が誤った信用状文言を通知した

ときの、発行銀行と受益者との法的関係は、分析しにくいものの一つである。誤りが他の部分の本質的に変更するよ
うなものでないかぎり、通知銀行が発行銀行の指図に合致して通知した限度においては(例えば信)、信用状の効力を
否定すべき理由はない。しかしながら、統一商法典は、さらにひろく「通知銀行が信用状の文言を不正確に通知した
場合と雖も、発行銀行に対する関係では、原信用状の文言の範囲で開設されたこととする」(UCC Sec. 5107 (3))と規定して、
発行銀行は常に原信用状の文言の範囲について責任を負うものとしている(原信用状の文言が、誤って通知された信用状の
でない。したがって、受益者は全く自己の知らない信用状) (内容にも含まれていたことは、全く要件とされ
条件により、発行銀行に対し権利を有していることになる) (このような考え方は、従来の米国の判例には全く見当らない
処理方法であり、受益者に全く通知されていない事項についてまで発行銀行を拘束しようとの統一商法典の飛躍は、
我々になじめないものであることはいうまでもない。日本の銀行は、通知銀行の誤りが発行銀行の過失に起因するも
のでないかぎり、通知銀行が正確に通知をなした限度において発行銀行に責任ありと考えており、このような考えは、

日本法の下で支持できる（もしも通知銀行の通知の誤りが、発行銀行の過失に起因するものであるときは、通知銀行が現実⁽¹⁾に受）。そして、日本の銀行は、電信通知の場合に通知銀行が誤った通知をなす危険の存在を認識し、通知銀行に別便で信用状の写しを送付して確認する反面、自己が通知銀行として受益者に通知する際には、発行銀行より受領した電信文を原文のまままで通知すると同時に「当通知銀行は、後便による信用状の確認書面の受領によって、本通知に訂正が必要となっても責任を負わない」との文言を附加して、自己の立場を保護している。

二 信用状の発行銀行が、受益者に対してあまり名の知られていないようなときは、発行依頼者の依頼により発行銀行は、信用状の通知銀行に対して、その信用状を受益者に対し確認することを要求する（確認銀行が通知銀行以外の日米の取引で）。そして確認がなされれば、その確認銀行は、あたかも発行銀行と同様の地位におかれ、受益者振出の荷為替手形を引受・支払うべき義務を自己直接の責任として受益者に対して負担することになる（決して発行銀行の責任とするのではない。また原信用状の文言如何にかかわらず、自己の確認した信用状文言にしたがって確認銀行としての責任を負担する）。統一規則は、「発行銀行が他行に自行の撤回不能信用状を確認する権限を与え、後者がそれを行った場合は、その確認は、支払いまたは引受けに関する条項が正しく履行されるといふ確認銀行の確約となるか、または、荷為替手形の流通を予期する信用状の場合には、確認銀行が手形振出人の償還義務を免除して、手形を買取るというその銀行の確約となる」（統一規則三條二項後段）と規定し、統一商法典も、「確認銀行は、信用状を確認することによって、その確認の範囲内において、恰も発行者であるかの如く、直接に信用状に基く債務を負担することとなり、而して発行者の有する権利を取得する」（UCC Sec. 5-107 (2)）としている。発行銀行が確認の要求をなすときは、それが委任関係であることからして、そこに発行銀行の補償義務が発生することは疑いがない（民法六四三・六五〇條、統一規則八條二項、UCC Secs. 5-107 (2), 5-103 (1) (b)）。発行銀行と確認銀行との関係は、あ

たかも発行依頼者と発行銀行との関係と同様に、指図人・被指図人の関係にあり、受益者が指図受取人となっていることをも注意すべきであろう(See UCC Sec. 5-113 (1) (b) なお)。受益者に対する確認に基いて、受益者振出の荷為替手形を引受・支払った確認銀行は、受益者の地位を引継いで発行銀行に請求するというよりも、むしろ自己の有する求償権の行使として、発行銀行に請求するのである。このほか、確認銀行が同時に通知銀行であるときは、通知銀行としての地位にとりも法的効果(前項参照)を受けるのはもちろんである。

確認銀行が、受益者振出の荷為替手形を引受・支払った場合に、信用状発行銀行への発行依頼者に対しても求償権を行使しうるか否かといった問題は、すくなくとも確認要求銀行たる発行銀行が経済的に健全であるかぎり、問題として表面に浮かび上がってはこない。日本法の下では、発行銀行が支払不能になったような場合にかぎり、確認銀行が発行銀行への依頼者に対し、債権者代位権の規定(民法四二三条)によって追求しうることとなろうが、統一規則や米法の下では何等の解答も導きえない状態である。おそらく肯定的結論を出すためには、発行依頼者による黙示の約束(implied promise)に頼る以外に方法はないであろう。確認には、発行銀行を通じて発行依頼者に追加的な手数料(信用状金額の約二)が加えられるのであり、発行銀行による確認の要求というものは、発行依頼者がその旨を発行銀行に依頼するときのみなされるものだからである(代理関係の推定)。しかしはたして代理の理論が、発行依頼者と確認銀行の間に存するギャップをうずめうるか否かは明確ではない。

八 信用状発行依頼者と発行銀行の法的関係

一 銀行の信用状発行義務の存在というものは、基本的な契約理論の適用によって導くことができる。日本法の下

では発行依頼者の申込は指図としての性格を有する反面、同時にそれは委任契約の申込であつて、それを引受ける旨の銀行からの発行依頼者への通知によつて、信用状発行の義務が発生する(民法六)。もつとも実際にはこのステツプは、受益者に対して信用状発行をなす以前にとられないこともあろう(民法五二六条。なお)。米国においても発行依頼者の申込は契約の申込である。しかし、それが片務契約 (unilateral contract) のためのものか、あるいは双務契約 (bilateral contract) のためのものかは、一概に決定することは困難である。通常の実務では、発行銀行はしばしば非公式に信用状発行の約束(承諾)を述べるようであるが、典型的な発行申込書を眺めてみると、その申込は、信用状の現実の発行という事実によつて承諾されうることを示しているようにもおもわれる。この契約成立時期に関して米国には判例は全く存せず統一商法典も何等この点についてふれていないので、これをはつきりさせるためには、発行依頼者が銀行を相手どつて、要求した信用状を発行しない責任を追求してみるというテスト・ケースを提起する以外に方法はない。日本においては、委任契約の申込が承諾されたかぎり、発行依頼者の指示に従うべき銀行の義務が存在する(民法六四)。そして不正確な信用状を発行すれば銀行に責任が生じよう。しかし米国においては、信用状発行申込の関係を片務契約的なのとみるか双務契約的なのとみるかにより問題は變つてくる(See, Shattuck and Guernsey, *op. cit.* 37 Wash. L. Rev. 534.) 何れに考えても、ある銀行がある条件の下で信用状を発行することを約束し、それと異なつた信用状を発行すれば、その引受の違反となることは明らかであり、この場合少数の米国学者が発行銀行に責任の存在を主張するであらうことは明白であるが、しかしその結論を支持する判例も法律もないのが現状である。

両国何れの法の下においても、信用状条件に合致しない書類をともなつた荷為替手形を引受けた発行銀行は、その免責に関する協定のないかぎり、原則として発行依頼者に対して責任を負う(日本民法六四四条。Overseas Trading Corp. v. Irving Trust Co., 82 N.Y.S. 2d

72 (Supp.)。そして、通常発行銀行と発行依頼者との間の信用状発行同意書 (Letters of Credit Agreement) 及び、右の免責規定を挿入しているにかかわらず、両国の銀行は、発行銀行が相当の注意を払って書類を調べず一般の銀行慣習に従わなかったときは、その責任を負わなければならないものと考えている。統一規則も、「銀行は相当の注意をもってすべての書類を点検し、それが表面上信用状条件に合致しているとみなされるかどうかを、確かめなければならない」(統一規則七条)と規定するが、統一商法典も、同様の規定(UCC Sec.)を設けると同時に、その総則で当事者の注意義務を免除する契約を一般的に禁止している(UCC Sec.)。ただ「元来信用状に於て買取手形の条件を定むる趣旨は銀行が信用状の発行を依頼せる者の依頼に反する手形又は関係なき手形を買取るにおいては、依頼者に於いて該手形の支払を拒絶し従って銀行に於て損害を蒙ることあるべきにより之を防止するに在るものなるを以て、仮令信用状所定の形式を完備せざる手形と雖も、信用状発行依頼者の依頼の趣旨に反せざる手形なることを確認しうる以上、銀行は該手形の買取を為し得る」(東京控判・昭一二・一〇、昭五)ことは、委任契約の効果として認められるべきであらう(浜田「荷為替」総合判例、研究叢書商法③二〇八頁)。しかしこれは発行銀行がそのような権能を有することを示すにとどまり、右の要件に合致するかぎり、受益者が発行銀行に対して権利を有するという事ではない。次に受領した証券がその表面上信用状条件に合致するかぎり、実際には証券が真正のものでなかったりあるいは背後にある売買契約の内容と合致していないというような事実は、発行銀行の責任には全く影響しない。銀行は売買契約の当事者ではなく単なる証券取引に従事するという事と、指図理論の合理的根拠から、右の結論は導きうると思われる(竹田・商法の理論と解釈五九〇頁五・三)、米国にも発行銀行に責任なしとする判例が存在し(See, Shattuck and Guernsey, *op. cit.*, 37 Wash. L. Rev. 501, 502) 統一商法典も、「(一)発行者が発行依頼者に対して負担している債務の中には、誠実 (good faith) にすること及び銀行の一般の慣行を遵守

することを含んでいるが、異った合意のない限り、次の諸項に関しては債務も責任も負うものではない。(a)発行依頼者と受益者との間に存する売買契約又はその他の取引の履行、(b)(c)(省略)、(二)発行者は、注意して書類がその表面上信用状の条件に合致しているか否かを確かめねばならないが、併し異った合意のない限り、かような審査によって、その表面上正規である書類が、真正なものであるか否か、偽造変造されたものであるか否か又はその効力については、何らの債務も責任も負うものではない」(UCC Sec.)と規定してゐる。

二 ところでここに次の二つのことが問題となってくる。すなわちその一つは、銀行業務に関係なき商慣行の信用状処理への影響である。銀行はその業務を遂行するに際して、種々の一般的な商慣行になじむことがよくある。そしてそれらの商慣行にもかなり詳細に親しんでいるとみられることが通常である。信用状を銀行が処理するにあたって、殊に証券の記載と信用状条件との合致の有無を決定するに際して、そのような一般の商慣行をも考慮に入れなければならないものとするならば、ひいては銀行は、当該荷為替手形を引受けるか否かの決定に際して慎重にならざるを得ず、決定の遅延をも招くことになり、ある場合には書類の適正性の判断に非常な困難を招くことにもなる。このような不安定性の要素は、信用状関係に包含せしめるべきではない。日本では指図理論にしたがうかぎり、信用状に基いて振出された荷為替手形を引受けるか否かの決定に際して銀行慣習以外の考慮は必要でないと考えられるが(竹田・理論と解釈五九〇頁、伊沢・商業信理論二九二・三〇〇・三四九頁)、日米の銀行も同様の結論を期待している。しかし米国では、その旨を明記する統一商法典(UCC Sec.)を採用している州を除いては、事件がおれば反対の結論の認められる危険性が非常に多いといわなければならない(See, Shattuck and Guernsey, *op.*)。

もう一つの特種の問題は、受益者が悪党であった場合に生じてくる。発行依頼者は、発行銀行に対して、船荷証券

は疑造されしていると通告、あるいは商品の代りにポロ屑が積まれていると通告して、受益者の発行した荷為替手形を引受・支払わないようにと要求してくるかもしれない。しかし両国の銀行は、発行銀行が受益者の詐欺を知り、しかも発行銀行がそれを証明しうる手段を有していないかぎりには、発行依頼者からのそのような要求にもかかわらず、荷為替手形を引受けるか否かは発行銀行の裁量によって（証券の表面上の審査のみによって）決定できるものだと考えている。そして両国の銀行は、発行銀行の発行依頼者への求償権はこのような通告および要求に従ったか否かによっては何等影響を受けず、すくなくとも表面上信用状条件に合致する証券をともなった荷為替手形を発行銀行が引受けている以上、発行依頼者に何等かの損害が生じたとしても、それは何等発行銀行側の責任とならないと考えている。ところで発行依頼者と発行銀行の委任関係のみを把らえて考えるならば、発行依頼者の通告および要求にしたがわないことは、善管義務（民法六四）の違反といえるかもしれないが、他方発行銀行は信用状の発行によって、発行依頼者以外の第三者（受益者・荷買取銀）と、右の委任契約からは独立した法的関係にも入っているのであるから、殊に善意の買取銀行が介在しているようなときは、その者との関係で表面的に信用状条件に合致した荷為替手形であるかぎりそれを買取る義務をも負担しているわけである。したがって流通信用状の下では、善意の買取銀行に対する関係では、たとえ受益者の詐欺を拳証する手段を発行銀行が有しているとしても、なお発行銀行は引受・支払の義務ありということになり、信用状発行依頼者によってそのような法的関係に発行銀行を代入しめた発行依頼者もまた求償義務を免れえないこととなる。そして受益者（およびその地位の継承者）との関係でも、荷為替手形の引受拒絶の理由たる詐欺を発行銀行が拳証する手段を有していないかぎり、不当な引受・支払拒絶を理由として信用状債務不履行の責任を追求されても、発行銀行はそれを防禦すべき手段をもたないこととなるから（結局自己の危険において引受拒絶をせざるをえないこととなる）、発行銀行は発行依頼者からの引受差止の指

示を遵守する義務はないということになる。それは、背後にある売買契約の締結に際して、そのような悪党を相手方に選定した発行依頼者(主)の責任とすべきである。言葉をかえていうならば、善意者が全く介在せず、発行銀行による荷為替手形の引受が受益者の詐欺目的達成を助ける結果となる場合にのみ(しかもその拳証手段を)、発行銀行は荷為替手形引受拒絶の義務ありということとなる(伊沢・商業信用状論三)。したがって両国の銀行の了解はほぼ妥当なもの(善意の買取銀行に対しても、受益者の詐欺を拳証しうるかぎり引)とおもわれる。信用状関係の基本理論を欠く米国においては、訴訟の結果を予測することは困難であるが、統一商法典は、「あらゆる場合において、発行依頼者に対しては、善意で行動している発行者は、発行依頼者から、書類の表面からは分らない詐欺、偽造又はその他の瑕疵を通知されても、為替手形又は支払の要請を、引受・支払って差支えない」(UCC Sec. 5-114 (2)(b))と明文の規定を設けるにいたっている。

両国において、発行依頼者が受益者の詐欺を疑ったり必要証券が疑造されていると信じたときにとるべき正当な方策というものは、発行銀行を被申請人とする荷為替手形引受禁止の仮処分を得ることのみであろう(伊沢・商業信用状論三一九頁参照)。しかしながら、このような仮処分を認めうるか否かについては疑いがないわけではない(発行銀行と受益者間の独立した行依頼者は決して当事者ではないという事実(どのような本訴が提起されるのかという問題)が仮処分認容への大きな障害となる。民訴法七六〇条。米国における事情については、Shattuck and Gernsey, *op. cit.*, 37 Wash. L. Rev. pp. 527 in. 116, 528 in. 119)。統一商法典はこの種の救済方法の存在を予見してゐるが(“A court of appropriate jurisdiction may” 現実の仮処分が可能か否かについては何らふれるところがない。しかし、かりにこの種の仮処分が認めうるとしても、荷為替手形が一旦善意者の手に移ってしまえば、もはやその実効を期待することはできないであろう。

(以下次号)